

国際実証研究費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 2025年3月31日2024年度規程第62号</u></p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、<u>取壊し、廃棄し、</u>又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。</p> <p>十九～三十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第10条～第29条（略）</p> <p><u>附 則（2025年3月31日2024年度規程第62号）</u></p>	<p style="text-align: center;">国際実証研究費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2020年8月28日 2020年度規程第9号</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。</p> <p>十九～三十八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第10条～第29条（略）</p>

新		旧	
<u>この規程は、2025年4月1日から実施する。</u>			
(別記)		(別記)	
費目	細目	費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。	I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。		2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。		3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。	II 労務費	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。		2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記1. 研究員費に含まれるものを除く）。
III その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。	III その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。		2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。		3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の <u>請負</u> 外注に係る経費。

新		旧	
	<p>4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。</p>		<p>4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。</p>
IV 委託費 ・ 共同研究費 ※	<p>1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>	IV 委託費 ・ 共同研究費 ※	<p>1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。</p>
	<p>2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。</p>		<p>2. 学術機関等に対する共同研究費（別に定める金額以内の定額助成） 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただし、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。</p>
<p><u>様式第1 別添のとおり</u> <u>様式第2 別添のとおり</u> 様式第3 略 様式第4 別紙1～2 略 <u>様式第4 別紙3 別添のとおり</u> 様式第5～第21 略</p>		<p><u>様式第1 別添のとおり</u> <u>様式第2 別添のとおり</u> 様式第3 略 様式第4 別紙1～2 略 <u>様式第4 別紙3 別添のとおり</u> 様式第5～第21 略</p>	